

**職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令案
要綱及び職業能力開発促進法施行規則の一部を改正
する省令案要綱**

大

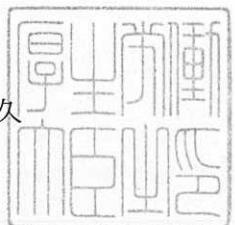
厚生労働省発能1126第1号

平成27年11月26日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



下記の事項について、貴会の意見を求める。

記

1. 「職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令案要綱」（別紙1）
2. 「職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱」（別紙2）

職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 職業能力開発促進法施行令の一部改正

一 キヤリアコンサルタント試験の手数料

キヤリアコンサルタント試験の手数料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、実技試験にあつては二万九千九百円を、学科試験にあつては八千九百円を超えてはならないものとすること。（第五条関係）

二 キヤリアコンサルタントの登録等の手数料

キヤリアコンサルタントの登録を受けようとする者が納付しなければならない手数料の額を八千円、登録証の再交付又は訂正を受けようとする者が納付しなければならない手数料の額を二千円とするものとすること。（第六条関係）

第二 施行期日

この政令は、平成二十八年四月一日から施行するものとすること。

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 職業能力開発促進法施行規則の一部改正

一 キャリアコンサルタント

1 キャリアコンサルタント試験の受験資格を有する者は、次のいずれかに該当する者であるものとすること。（第四十八条の四関係）

(一) 講習の科目、範囲及び時間数が別表を満たすこと、講習を実施する者の職員、講習の実施の方法

その他の事項についての講習の実施に関する計画が講習の適正かつ確実な実施のために適切なものであること並びに講習を実施する者が講習の実施に関する計画を適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有することについて、厚生労働大臣の認定を受けた講習の課程を修了した者

(二) 労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力の開発及び向上のいずれかに関する相談に関する三年以上の実務の経験を有する者

(三) キャリアコンサルティングに関し、一級又は二級の技能検定において学科試験又は実技試験に合格した者

(四) (一)から(三)までの者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働大臣が定める者

2 キヤリアコンサルティングに関し、一級又は二級の技能検定において学科試験に合格した者にあつてはキヤリアコンサルタント試験の学科試験を、キヤリアコンサルティングに関し、一級又は二級の技能検定において実技試験に合格した者にあつてはキヤリアコンサルタント試験の実技試験を、それぞれ免除するものとすること。 (第四十八条の五関係)

3 登録試験機関の登録の申請をしようとする者が提出しなければならない申請書の様式を定めるとともに、申請書に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならないものとすること。 (第四十八条の六関係)

- (一) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (二) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
- (三) 申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- (四) 会計の監査の結果を記載した書類

申請に関する意思の決定を証する書類

役員の氏名及び略歴を記載した書類

資格試験業務以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

資格試験業務の実施に関する計画を記載した書類

登録を受けようとする者が欠格条項に該当しない法人であることを誓約する書面

試験科目について、試験委員により問題の作成及び採点が行われるものであることを証する書類

試験委員の経歴を記載した書類

試験の実施に関する計画の策定方法に関する文書、試験に関する秘密の保持の方法を記載した文書

、問題の作成の方法及び試験の合格の基準に関する事項を記載した文書、試験委員の選任及び解任の

方法に関する文書並びに資格試験業務に関する公正の確保に関する事項を記載した文書

資格試験業務の管理を行う専任の部門が置かれていることを説明した書類

4 登録試験機関が実施する試験科目は、法律に定めるもののほか、キヤリアコンサルティングの社会的意義に関する科目及びキヤリアコンサルタントの倫理と行動に関する科目とするものとすること。

(第四十八条の七関係)

5 資格試験業務の信頼性を確保するためには登録試験機関は次の措置を講じなければならないものとすること。（第四十八条の八関係）

- (一) 試験に関する不正行為を防止するための措置を講じること。
- (二) 終了した試験の問題及び当該試験の合格基準を公表すること。
- (三) 資格試験業務の実施に関する計画について、資格試験業務を適正かつ確実に実施するために必要な職員及び事務所その他の設備の確保について定められており、資格試験業務に係る経理が、他の業務に係る経理と区分して整理されることとされている計画を定めていること。
- (四) (三)の実施計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有すること。
- (五) 全国的な規模で継続して毎年一回以上キャリアコンサルタント試験を実施できる資産及び能力を有すること。
- (六) 実技試験における評価基準の調整その他客観的な評価ができるよう必要な措置を講じること。
- (七) 資格試験業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって資格試験業務が不公平

正になるおそれがないよう必要な措置を講じること。

- 6 登録試験機関が届出事項を変更しようとするときは、変更しようとする事項、変更しようとする年月日及び変更の理由を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならないものとすること。また、登録試験機関が役員又は試験委員を選任又は解任しようとすることは、選任又は解任された役員又は試験委員の氏名、選任又は解任の年月日、選任又は解任の理由、選任の場合にあっては選任された者の略歴、役員の選任の場合にあっては当該役員が欠格条項に該当しない者であることを誓約する書面、試験委員の選任又は解任の場合にあっては試験科目について試験委員により問題の作成及び採点が行われるものであることを証する書類を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならないものとすること。
（第四十八条の九関係）
- 7 登録試験機関が試験業務規程の認可及び変更の認可を受けようとするとときに提出しなければならない申請書の様式を定めるものとすること。
（第四十八条の十関係）
- 8 登録試験機関は、試験業務規程に次の事項を定めなければならないものとすること。
（第四十八条の十一関係）

資格試験業務を行う時間及び休日に関する事項

資格試験業務を行う場所及び試験地に関する事項

資格試験業務の実施方法に関する事項

資格試験業務の信頼性を確保するための措置に関する事項

試験の受験の申込みに関する事項

試験の受験手数料の額及びその収納の方法に関する事項

試験の問題の作成及び試験の合否判定の方法に関する事項

終了した試験の問題及び試験の合格基準の公表に関する事項

試験の合格証明書の交付及び再交付に関する事項

試験委員の選任及び解任に関する事項

資格試験業務に関する秘密の保持に関する事項

不正受験者の処分に関する事項

資格試験業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

(十三)(十二)(十一)(十) (九) (八) (七) (六) (五) (四) (三) (二) (一)

財務諸表等の備付け及び閲覧等の方法に関する事項

その他資格試験業務の実施に関し必要な事項

(十五)(十四)

登録試験機関が資格試験業務の休廃止の許可を受けようとするときに提出しなければならない申請

書の様式を定めるものとすること。 (第四十八条の十二関係)

登録試験機関の財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、キャリアコンサルタント

試験を受けようとする者その他の利害関係人は、登録試験機関の財務諸表等の当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したもののが閲覧若しくは贋写又は次のうち登録試験機関が定めるものを請求することができるものとすること。 (第四十八条の十三関係)

(一) 送信者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と受信者の使用に係る電子計算機とを電気

通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

(二) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録してお

くことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したもの交付する方法

登録試験機関は、試験年月日、試験地、受験者の受験番号、氏名、生年月日、住所及び合否の別並びに合格年月日について記載した帳簿を備え、資格試験業務の全部を廃止するまでこれを保存しなければならないものとすること。当該帳簿は、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録試験機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて帳簿への記載に代えることができるものとすること。また、登録試験機関は、試験の受験申込書及び添付書類並びに終了した試験の問題及び答案用紙を備え、試験を実施した日から三年間保存しなければならないものとすること。（第四十八条の十四関係）

12 登録試験機関に立入検査をする職員の身分を示す証票の様式を定めるものとすること。（第四十八条の十五関係）

13 キヤリアコンサルタント名簿に登録する事項は、法律に定めるもののほか、生年月日、性別、住所及び事務所の名称とするものとすること。また、キヤリアコンサルタント名簿の登録を受けようとする者が提出しなければならない申請書の様式を定めるとともに、申請書にキヤリアコンサルタント試験の合格証の写し（15の四）に該当する者にあつては当該合格証の写し及び14に規定する講習の修了証

(15の(二)又は(三)に該当する者にあつては、これに代わるべき書面)）を添付しなければならないものとすること。 (第四十八条の十六関係)

14 キヤリアコンサルタントの登録の更新を受けようとする者は、キヤリアコンサルタント登録証の有効期間が満了する日の五年前から同日までの間に、次の講習を受けなければならないものとすること。

(第四十八条の十七第一項関係)

(一) 労働関係法令その他キヤリアコンサルティングを適正に実施するために必要な知識の維持を図るための講習であつて厚生労働大臣が指定するものにつき八時間以上

(二) キヤリアコンサルティングを適正に実施するために必要な技能の維持を図るための講習であつて厚生労働大臣が指定するものにつき三十時間以上

15 14について、次のとおりとすること。

(一) キヤリアコンサルティングに関し、一級の技能検定に合格しているキヤリアコンサルタントにより行われるキヤリアコンサルティングの実務に関する指導又はキヤリアコンサルティングの実務は、14の(二)について、十時間以内に限り講習とみなすものとすること。 (第四十八条の十七第二項関

係)

(二) キヤリアコンサルティングに関し、一級又は二級の技能検定に合格した者に対しては、当該合格の日から五年以内に限り、14の(一)及び(二)の講習を免除するものとすること。 (第四十八条の十七第三項関係)

(三) キヤリアコンサルティングに関し、一級の技能検定に合格した者に対しては、14の(二)の講習を免除するものとすること。 (第四十八条の十七第四項関係)

(四) キヤリアコンサルタント試験に合格した日から五年を経過した日以降にキヤリアコンサルタント名簿の登録を受けようとする者については、14及び15の(一)から(三)までの規定を準用するものとすること。 (第四十八条の十七第五項関係)

16 キヤリアコンサルタントの登録の更新を受けようとする者が、登録の有効期間満了日の九十日前から三十日前までの間に提出しなければならない申請書の様式を定めるとともに、申請書にキヤリアコンサルタント試験の合格証の写し又はキヤリアコンサルタント登録証及び14の講習の修了証(15の(二)又は(三)に該当する者にあっては、これに代わるべき書面)を添付しなければならないものとするこ

と。（第四十八条の十八関係）

17 キヤリアコンサルタント登録証の様式を定めるものとすること。また、キヤリアコンサルタント登録証の再交付を受けるために提出しなければならない申請書の様式を定めるとともに、登録証の再交付を申請した者が失った登録証を発見したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に返納しなければならないものとすること。（第四十八条の十九及び第四十八条の二十一関係）

18 キヤリアコンサルタントがキヤリアコンサルタント名簿に登録した事項に変更があつたときに提出しなければならない届出書の様式を定めるものとすること。（第四十八条の二十関係）

19 厚生労働大臣がキヤリアコンサルタントの登録を取り消し、又はキヤリアコンサルタントの名称の使用の停止を命じたときは、理由を付し、その旨を登録の取消し又は名称の使用の停止の処分を受けた者に通知しなければならないこととすること。また、キヤリアコンサルタントの登録を取り消された者は、遅滞なく、登録証を厚生労働大臣に返納しなければならないものとすること。（第四十八条の二十二関係）

20 キヤリアコンサルタントがその業務を廃止し、死亡し、又は欠格条項のいずれかに該当するに至つ

たときは、当該キャリアコンサルタント、その相続人又はその法定代理人は、遅滞なく、その旨を、書面により、厚生労働大臣に報告しなければならないものとすること。 （第四十八条の二十三関係）

21 指定登録機関の指定の申請をしようとする者が提出しなければならない申請書の様式を定めるとともに、申請書に次の書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならないものとすること。 （第四十八条の二十五関係）

- (一) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (二) (一) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）
- (三) 申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- (四) 会計の監査の結果を記載した書類
- (五) (四) 申請に関する意思の決定を証する書類
- (六) 役員の氏名及び略歴を記載した書類
- (七) 登録事務以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

(八) 登録事務の実施に関する計画を記載した書類

(九) (八) 指定を受けようとする者が欠格条項に該当しない法人であることを誓約する書面

22 指定登録機関が役員を選任又は解任しようとするときは、選任又は解任された役員の氏名、選任又は解任の年月日、選任又は解任の理由、選任の場合にあっては選任された者の略歴、当該役員が欠格条項に該当しない者であることの誓約を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならないものとすること。（第四十八条の二十六関係）

23 指定登録機関が登録事務規程の認可及び変更の認可を受けようとするとときに提出しなければならない申請書の様式を定めるものとすること。（第四十八条の二十七関係）

24 指定登録機関は、登録事務規程に次の事項を定めなければならないものとすること。（第四十八条の二十八関係）

(一) 登録事務を行う時間及び休日に関する事項

(二) 登録事務を行う場所に関する事項

(三) 登録の実施の方法に関する事項

手数料の収納の方法に関する事項

キヤリアコンサルタントの登録の更新を受けるための手数料の額

登録証の交付、再交付又は訂正に関する事項

登録事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項

登録事務に関する帳簿及び書類並びにキヤリアコンサルタント名簿の保存に関する事項

その他登録事務の実施に関し必要な事項

25 指定登録機関が登録事務の休廃止の許可を受けようとするときに提出しなければならない申請書の様式を定めるものとすること。（第四十八条の二十九関係）

26 指定登録機関は、登録年月日、登録を受け付けた事務所の所在地、登録申請をした者の氏名、生年

月日、性別、住所、事務所の所在地、事務所の名称及び登録の可否について記載した帳簿を備え、登

録事務の全部を廃止するまでこれを保存しなければならないこととすること。当該帳簿は、電子計算

機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ指定登録機関において電子計算

機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて帳簿への記載に代えるこ

とができるものとすること。 （第四十八条の三十関係）

27 指定登録機関に立入検査をする職員職員の身分を示す証票の様式を定めるものとすること。 （第四

十八条の三十一関係）

一 職業能力検定

1 技能検定職種及び指定試験機関が実施する技能検定職種について、政令委任から省令委任に改正されたことに伴い、別表において定めるものとすること。 （第六十条関係）

2 技能検定の実技試験の実施方法（製作等作業試験、判断等試験、計画立案等作業試験及び実地試験）について、技能検定職種ごとに規定するものとすること。 （第六十二条の二関係）

3 指定試験機関の指定要件として、新たに試験を行おうとする場合にあっては、全国的な規模で継続して毎年一回以上技能検定を実施できる資産及び能力があり、かつ、当該申請者が行おうとする試験に関して、客観的な評価基準による学科試験及び実技試験に係る試行的な試験であつて実践的であるものとして厚生労働省職業能力開発局長が定めるものを適切に実施したものであることを加えるものとすること。 （第六十三条の五の三第一項関係）

4 厚生労働大臣は、事業主等からの申請に基づき、当該事業主等の行う職業能力検定について、その内容及び実施体制に関し、厚生労働大臣が定める基準に適合するものである旨の認定を行うことがで
きるものとすること。当該認定は、認定を受けようとする職種ごとに行うものとすること。また、当
該認定を受けた職業能力検定については、「厚生労働省認定」の表示をすることができるものとす
ること。（第七十二条の二から第七十二条の四まで関係）

三 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第一 施行期日

この省令は、平成二十八年四月一日から施行するものとすること。

第二 経過措置

この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。